

○ ばいじんに係る排出基準

ばいじんの排出基準は、ばい煙発生施設の種類及び規模ごとに、全国一律に排出口における濃度（許容限度）として定められています。

施設の規模：施設を定格能力で運転するときの湿り排ガス量

標準酸素濃度換算：排ガス中の残存酸素濃度換算に応じて次式により補正します。

$$C = C_s \frac{21 - O_n}{21 - O_s}$$

C：排ガス中の換算ばいじん量（g/Nm<sup>3</sup>）

C<sub>s</sub>：排ガス中の実測ばいじん量（g/Nm<sup>3</sup>）

O<sub>n</sub>：標準酸素濃度（%）

O<sub>s</sub>：排ガス中の酸素濃度（%）\* ただし、20%を超えるときは20%とします。

項	ばい煙発生施設の種類	排出ガス規模 (万Nm <sup>3</sup> /h)	排出基準 (g/Nm <sup>3</sup> )*1	O <sub>n</sub>
1 *2	1 ガス専焼ボイラ - (5を除く)	4以上	0.05	5
		4未満	0.10	
	2 ボイラ - (重油その他の液体燃料(*3を除く)を専焼させるもの及びガスと液体燃料(*3を除く)を混焼させるもの)(5を除く)	20以上	0.05 (0.07)	4*5
		4以上~20未満	0.15 (0.18)	
		1以上~4未満	0.25	
		1未満	0.30	
	3 ボイラ - (黒液*3専焼並びに黒液*3及びガス・液体燃料(*3を除く)を混焼させるもの)(5を除く)	20以上	0.15 (0.20)	0s
		4以上~20未満	0.25 (0.35)	
		4未満	0.30 (0.35)	
	4 ボイラ - (石炭を燃焼させるもの(発熱量20930.25kJ以下のものを除く))(5を除く)*4	20以上	0.10 (0.15)	6
		4以上~20未満	0.20 (0.25)	
		4未満	0.30 (0.35)	
5	ボイラ - (触媒再生塔に付属するもの)	-	0.20 (0.30)	4
6	ボイラ - (1~5以外)	4以上	0.30	6*6
		4未満	0.30 (0.40)	
2	1 ガス発生炉	-	0.05	7
	2 加熱炉	-	0.10	7
3	1 焙焼炉	4以上	0.10	0s
		4未満	0.15	
	2 フェロマンガンの製造用焼結炉	-	0.20	0s
	3 焼結炉(2以外)	-	0.15	0s
4	4 煅焼炉	4以上	0.20 (0.25)	0s
		4未満	0.25 (0.30)	
4	1 溶鉱炉のうち高炉	-	0.05	0s
	2 溶鉱炉(1以外)	-	0.15	0s
	3 転炉(燃焼型のもの)	-	0.10 (0.13)	0s
		-	0.10	0s
	4 平炉	4以上	0.10	0s
4未満		0.20		
5	金属溶解炉(次の反射炉を除く)	4以上	0.10	0s
		4未満	0.20	
	アルミニウムの地金若しくは合金の製造又はアルミニウムの再生用反射炉	-	0.30	
6	金属加熱炉	4以上	0.10 (0.15)	11*6
		4未満	0.20 (0.25)	

7	石油加熱炉（次の加熱炉を除く）		4以上	0.10	6
			4未満	0.15	
	潤滑油の製造用加熱炉		1未満	0.18	6
8	触媒再生塔		-	0.20（0.30）	6
8の2	硫黄回収燃焼炉		-	0.10	8
9	1	石灰焼成炉のうち土中釜	-	0.40	15
	2	石灰焼成炉（1以外）	-	0.30	15
	3	セメント製造用焼成炉	-	0.10	10
	4	耐火レンガ、耐火物原料製造用の焼成炉	4以上	0.10	18
			4未満	0.20	
	5	焼成炉（1～4以外）	4以上	0.15	15*6
			4未満	0.25	
	6	板ガラス・ガラス繊維製品製造用溶融炉	4以上	0.10	15
4未満			0.15		
7	光学ガラス・電気ガラス又はフリット製造用溶融炉	4以上	0.10	16	
		4未満	0.15（0.30）		
8	溶融炉（6、7以外）	4以上	0.10	15	
		4未満	0.20		
10	反応炉及び直火炉		4以上	0.15	6*6
			4未満	0.20	
	活性炭製造用反応炉		1未満	0.20（0.30）	6*6
11	1	乾燥炉のうち骨材乾燥炉	2以上	0.50	16*7
			2未満	0.50（0.60）	
	2	乾燥炉（1以外）	4以上	0.15	16*7
			1以上～4未満	0.20（0.30）	
		1未満	0.20（0.35）		
12	1	合金鉄製造用電気炉（珪素含有量40%以上）	-	0.20	0s
	2	合金鉄（珪素含有量40%未満）・カ・バイド製造用電気炉	-	0.15	0s
	3	電気炉（1、2以外）	-	0.10	0s
項	ばい煙発生施設の種類の種類		処理能力 （t/時）	排出基準 （g/Nm <sup>3</sup> ）*1	0n
13	廃棄物焼却炉		4t以上	0.04（0.08）	12
			2t以上～4t未満	0.08（0.15）	
			2t未満	0.15（0.25）	
項	ばい煙発生施設の種類の種類		排出ガス規模 （万Nm <sup>3</sup> /h）	排出基準 （g/Nm <sup>3</sup> ）*1	0n
14	1	銅、鉛、亜鉛精錬用焙焼炉	4以上	0.10	0s
			4未満	0.15	
	2	銅、鉛、亜鉛精錬用焼結炉（ペレット焼成炉含）	-	0.15	0s
	3	銅、鉛、亜鉛精錬用溶鋳炉（溶鋳用反射炉含）	-	0.15	0s
	4	銅、鉛、亜鉛精錬用転炉	-	0.15	0s
	5	銅、鉛、亜鉛精錬用溶解炉	4以上	0.10	0s
1以上～4未満			0.20		
1未満			0.20（0.30）		
6	銅、鉛、亜鉛精錬用乾燥炉	4以上	0.15*8	16*7	
		4未満	0.20（0.30）		
18	活性炭製造用反応炉（塩化亜鉛を使用するもの）		-	0.30	6
20	アルミニウム精錬用電解炉		-	0.05	0s
21	1	燐、燐酸、燐酸質肥料、複合肥料製造用焼成炉	-	0.15	15
	2	燐、燐酸、燐酸質肥料、複合肥料製造用溶解炉	-	0.20	0s
23	1	トリポリ燐酸ナトリウム製造用乾燥炉	-	0.10	16*7
	2	トリポリ燐酸ナトリウム製造用焼成炉	-	0.15	15

24		鉛の二次精錬又は鉛の管、板、線の製造用溶解炉	4以上	0.10	0s
			4未満	0.20	
25		鉛蓄電池製造用溶解炉	4以上	0.10	0s
			4未満	0.15	
26	1	鉛系顔料製造用溶解炉	4以上	0.10	0s
			4未満	0.15	
	2	鉛系顔料製造用反射炉	-	0.10	0s
	3	鉛系顔料製造用反応炉（硝酸鉛製造用を除く）	-	0.05	6*9
28		コ - クス炉	-	0.15	7
29		ガスタ - ビン	50L/h以上	0.05 *10*11	16
30		ディ - ゼル機関	50L/h以上	0.10 *10*11	13
31		ガス機関	35L/h以上	0.05 *10	0
32		ガソリン機関	35L/h以上	0.05 *10	0

備考1 表の\*1～\*11は以下のことを示す。

\*1 廃棄物焼却炉以外については、( )は、昭和57年5月31日以前に設置された施設に適用される基準値である。廃棄物焼却炉については、( )は、平成10年6月31日以前に設置された施設に適用される基準値である。

\*2 小型ボイラー（伝熱面積10m<sup>2</sup>未満）については、次の排出基準が適用される。

施設	一般排出基準
昭和60年9月9日までに設置された施設	・ 当分の間適用しない。
昭和60年9月10日以後設置された施設	・ ガス、灯油、軽油、又はA重油を専焼又は混焼させるものについては当分の間、適用しない。 ・ そのほかの施設に対しては、現在規制対象になっているボイラーのうち最小規模のものに対し定められている基準が適用される。（ただし、施行の日から5年以内に設置されたものは0.5 g /Nm <sup>3</sup> ）

\*3 紙パルプの製造等に伴い発生する黒液

\*4 S57.5.28までに設置されているもので、石炭を燃焼させるもの（H7.7.2までの間発熱量20,930.25kJ/Kg以下の石炭のみを燃焼させており、かつ、H7.7.3以後発熱量23,023.275kJ/kg以下の石炭のみを燃焼させるものは、当分の間0.45とする。

\*5 1万Nm<sup>3</sup> /h未満のものは0nは当分の間0sと同じ値とします。

\*6 当分の間適用を猶予します。

\*7 直接熱風乾燥炉は0nは0sと同じ値とします。

\*8 昭和57年5月31日以前に設置された銅・鉛・亜鉛精錬用乾燥炉のうち気流搬送型は、当分の間0.18g/Nm<sup>3</sup>とします。

\*9 鉛酸化物製造用は0nは0sと同じ値とします。

\*10 非常用については当分の間適用しません。

\*11 昭和63年1月31日以前に設置されたものは当分の間適用しません。

○ 窒素酸化物に係る排出基準

ばい煙発生施設の種類及び規模ごとに、排出ガス1m<sup>3</sup>当たりの窒素酸化物の量（濃度）で全国一律の基準として定められています。  
 施設の規模：施設を定格能力で運転するときの湿り排ガス量  
 標準酸素濃度換算：排ガス中の残存酸素濃度換算に応じて次式により補正します。

$$C = C_s \frac{21 - O_n}{21 - O_s}$$

- C：排ガス中の換算窒素酸化物濃度（ppm）
- C<sub>s</sub>：排ガス中の実測窒素酸化物濃度（ppm）
- O<sub>n</sub>：標準酸素濃度（%）
- O<sub>s</sub>：排ガス中の酸素濃度（%）\* ただし、20%を超えるときは20%とする。

令 の 項 番 号	細 番 号	ばい煙発生施設の種類	排出ガス規模 (万Nm <sup>3</sup> /h)	O <sub>n</sub> (%)	排出基準 (ppm) *5									
					施設の設定年月日									
					~ \$48.8.9	\$48.8.1 0 ~ \$50.12.10	\$50.12.10 ~ \$52.6.17	\$52.6.1 8 ~ \$54.8.9	\$54.8.1 0 ~ \$58.9.9	\$58.9.1 0 ~ \$59.9.9	\$59.9.1 0 ~ \$60.9.10	\$60.9.1 0 ~ \$62.3.3	\$62.3.3 ~	\$62.4.1 ~
1	1	ガス専燃ボイラー *1	50 Q	5	130	100	60							
			10 Q < 50		130	100								
			4 Q < 10		130				100					
			1 Q < 4		150				130					
			Q < 1		150									
	2	低品位炭専燃ボイラー (火炉分割型) *2, *3, *4	70 Q	6	550	300				250				
			50 Q < 70		550	300				200				
	3	低品位炭専燃ボイラー *2, *3	70 Q	6	480	300				200				
			50 Q < 70		480	300				250				
			30 Q < 50		480	350	300				250			
4	石炭専燃ボイラー *2, *4 (全面燃焼自然循環型)	20 Q < 25	6	450	350	300				250				
		100 Q		450	300				250					
5	石炭燃焼ボイラー *2 (接線型チルチング)	1 Q < 4	6	450	380	350	380	360	350					
		0.5 Q < 1		450	380	350	390	360	350					
6	石炭燃焼ボイラー *2 (散布式ストーカ型)	1 Q < 4	6	450	380	350			320					
		Q < 0.5		480	380			360	350					
7	石炭燃焼ボイラー *2 (流動層燃焼方式)	0.5 Q < 4	6	450	380	350			360	350				
		Q < 0.5		480	380			360	350					
8	固体燃焼ボイラー *2 (流動層燃焼方式)	0.5 Q < 4	6	450	380	350			360	350				
		Q < 0.5		480	380			360	350					
9	固体燃焼ボイラー *2, *5 (2-8以外)	70 Q	6	400	300				200					
		50 Q < 70		420	300				250					
		20 Q < 50		420	350	300				250				
		4 Q < 20		450	350	300				250				
		0.5 Q < 4		450	380	350								
10	排煙脱硫装置付原油ターム *2, *6 燃焼ボイラー	50 Q < 100	4	210	180	150	130							
		10 Q < 50		210	180	150								
11	原油ターム燃焼ボイラー *2, *6 (10以外)	4 Q < 10	4	280	180	150								
		1 Q < 4		280	150									
		0.5 Q < 1		280 *7				180						
		Q < 0.5		280 *7				180						
		50 Q		180	150	130								
12	排煙脱硫装置付液体燃焼ボイラー *2, *6 (原油ターム以外)	10 Q < 50	4	190	180	150								
		4 Q < 10		250	180	150								
		1 Q < 4		250	150									
		0.5 Q < 1		280 *7				180						
		Q < 0.5		280 *7				180						
13	液体燃焼ボイラー *2, *6 (10-12以外)	50 Q < 100	4	210	180	150	130 *12							
		10 Q < 50		210	180	150								
		4 Q < 10		210	180	150								
		1 Q < 4		250	150									
		0.5 Q < 1		280 *7				180						
2	水素ガス製造用ガス発生炉 (天井バーナー燃焼方式)	1 Q	7	360				150						
		Q < 0.5		360 *7				180						
3	1	ペレット焼成炉 (気体燃料)	1 Q	15	540				220					
			Q < 1		540				220					
	2	ペレット焼成炉 (1以外)	1 Q	15	300				220					
			Q < 1		300				220					
	3	焼結炉	10 Q	15	260				220					
			1 Q < 10		270				220					
4	アルミナ製造用煨焼炉	1 Q	10	300				220						
		Q < 1		350				200						
5	煨焼炉 (4以外)	1 Q	10	350				200						
		Q < 1		350				200						
4	1	金属製錬用溶鉱炉	1 Q	15	250				220					
			Q < 1		250				220					
5	1	金属溶解炉 (キューボラを除く)	1 Q	12	250				220					
			Q < 1		200				180					

令 の 項 番 号	細 番 号	ばい煙発生施設の種類	排出ガス規模 (万Nm <sup>3</sup> /h)	On (%)	排出基準 (ppm) *5 施設の設定年月日							
					~ S48.8.9 ~ S50.12.10 ~ S52.6.17 ~ S54.8.9 ~ S55.12.18 ~ S58.9.9 ~ S59.9.9 ~ S60.9.9 ~ S62.4.1 ~ S62.4.1 ~	S48.8.1 0 ~ S50.12.10 8 ~ S52.6.17 8 ~ S54.8.1 0 ~ S55.12.18 8 ~ S58.9.1 0 ~ S59.9.1 0 ~ S60.9.1 0 ~ S62.4.1 0 ~	S52.6.1 8 ~ S54.8.1 0 ~ S55.12.18 8 ~ S58.9.1 0 ~ S59.9.1 0 ~ S60.9.1 0 ~ S62.4.1 0 ~	S54.8.1 0 ~ S55.12.18 8 ~ S58.9.1 0 ~ S59.9.1 0 ~ S60.9.1 0 ~ S62.4.1 0 ~	S58.9.1 0 ~ S59.9.1 0 ~ S60.9.1 0 ~ S62.4.1 0 ~	S59.9.1 0 ~ S60.9.1 0 ~ S62.4.1 0 ~	S60.9.1 0 ~ S62.4.1 0 ~	S62.4.1 0 ~
6	1	ラジアンチューブ型金属加熱炉	10 Q	11	200	100						
			1 Q < 10		200	150						
			0.5 Q < 1		200	150						
	2	鍛接銅管用金属加熱炉	10 Q	11	-	100						
			1 Q < 10		-	180						
			0.5 Q < 1		-	150						
			Q < 0.5		-	180						
	3	その他の金属加熱炉 (1、2以外)	10 Q	11	160	100						
			1 Q < 10		170	150						
0.5 Q < 1			170		150							
Q < 0.5			200		180							
7	1	排煙脱硫装置付き石油加熱炉	4 Q	6	170	100						
			1 Q < 4		180	170	150					
			0.5 Q < 1		190	150						
			Q < 0.5		200	180						
	2	エチレン製造用分解炉 (炉床式バーナー)	4 Q	6	170	100						
			1 Q < 4		280	150						
			0.5 Q < 1		180	150						
			Q < 0.5		200	180						
	3	エチレン分解炉 (2以外)	4 Q	6	170	100						
			1 Q < 4		180	150						
			0.5 Q < 1		180	150						
			Q < 0.5		200	180						
	4	エチレン独立加熱炉 (空気予熱器付)	10 Q	6	170	100						
			4 Q < 10		430	100						
			1 Q < 4		180	150						
			0.5 Q < 1		180	150						
	5	エチレン独立加熱炉 (4以外)	10 Q	6	170	100						
			4 Q < 10		180	100						
			1 Q < 4		180	150						
			0.5 Q < 1		180	150						
	6	メタノール製造用改質炉 (空気予熱器付)	10 Q	6	170	100						
			4 Q < 10		430	100						
			1 Q < 4		180	150						
			0.5 Q < 1		180	150						
7	メタノール製造用改質炉 (7以外)	4 Q	6	170	100							
		1 Q < 4		180	170	150						
		0.5 Q < 1		180	150							
		Q < 0.5		200	180							
8	石油加熱炉 ( (1) ~ (7) 以外 )	4 Q	6	170	100							
		1 Q < 4		180	170	150						
		0.5 Q < 1		180	150							
		Q < 0.5		200	180							
8	1	触媒再生塔		6		300				250		
8-2	1	燃焼炉		8		300				250		
9	1	石灰焼成炉 (ガス燃焼H-列-積)	10 Q	15	300					250		
			Q < 10		300				250			
	2	セメント焼成炉 (湿式のもの)	10 Q	10	-				250			
			Q < 10		-			350				
	3	セメント焼成炉 (2以外)	10 Q	10	480				250			
			Q < 10		480			350				
	4	耐火物原料、耐火レンガ製造用焼成炉	10 Q	18	450					400		
			Q < 10		450							
	5	板ガラス、ガラス繊維製造用溶融炉	10 Q	15*8	400					360		
Q < 10			400									
6	フリット、光学ガラス、電気ガラス製造用溶融炉	10 Q	16*8	900					800			
		Q < 10		900								
7	フリット、光学ガラス、電気ガラス製造用溶融炉 (専ら酸素を用いて燃焼を行うものに限る)	10 Q	16*9	800								
		Q < 10		800								
8	その他ガラス製造用溶融炉	10 Q	15	500					450			
		Q < 10		500								
9	その他焼成炉、溶融炉 (1~8以外)	10 Q	15	200					180			
		Q < 10		200								
10	1	硫酸カリウム製造用反応炉	4 Q	6	250					180		
			1 Q < 4		250							
			Q < 4		250							
2	硫酸製造用反応炉 (NOx触媒)	10 Q	15	700					180 *10			
		Q < 10		700								
3	その他反応炉、直火炉 (1、2以外)	10 Q	6	200					180			
		Q < 10		200								
11	1	乾燥炉		16	250				230			
13	1	浮遊回転燃焼式焼却炉 (連続炉)	4 Q	12	900				450			
			1 Q < 4		900				450			
	2	特殊廃棄物焼却炉 (連続炉) *11	4 Q	12	300				250			
			1 Q < 4		900				700			
3	廃棄物焼却炉連続炉 (1、2以外)	4 Q	12	300				250				
		1 Q < 4		300				250				
4	廃棄物焼却炉連続炉以外	4 Q	12	-				250				
		1 Q < 4		-				250				
14	1	銅、鉛、亜鉛精錬用焙焼炉	10 Q	14	250				220			
			Q < 10		250				220			
	2	銅、鉛、亜鉛精錬用焼結炉	10 Q	15	300				220			
			Q < 10		300				220			
	3	亜鉛精錬用純淨処理炉 (石灰、3-Naを使用するもの)	10 Q	15	450							
			Q < 10		450							
	4	亜鉛精錬用立型蒸留炉	10 Q	15	230				100			
			Q < 10		230				100			
5	その他溶融炉 (3、4以外)	10 Q	15	120				100				
		Q < 10		120				100				
6	銅精錬用精製炉 (PbO <sub>2</sub> を還元剤とするもの)	10 Q	12	330								
		Q < 10		330								
7	その他溶融炉 (6以外)	10 Q	12	200				180				
		Q < 10		200				180				
8	乾燥炉	10 Q	16	200				180				
		Q < 10		200				180				
18	1	活性炭製造用反応炉 (塩化亜鉛を使用するもの)		6	200				180			

令 の 項 番 号	細 番 号	ばい煙発生施設の種類	排出ガス規模 (万Nm <sup>3</sup> /h)	On (%)	排出基準 (ppm) *5 施設の設置年月日					
					~ S48.8.9 ~ S50.12.10 ~ S52.6.17 ~ S54.8.9	S48.8.1 0 ~ S50.12.10 8	S52.6.1 0 ~ S54.8.1 0 ~ S56.9.1 0 ~ S58.9.1 0 ~ S60.9.1 0 ~ S62.4.1 ~	S54.8.1 0 ~ S56.9.1 0 ~ S58.9.1 0 ~ S60.9.1 0 ~ S62.3.3 ~	S58.9.1 0 ~ S60.9.1 0 ~ S62.3.3 ~	S62.4.1 ~
21	1	燐等製造用焼成炉		15	200				180	
	2	燐等製造用溶解炉		15	650				600	
23	1	トリポリ燐酸ナトリウム製造用焼成炉		15	200				180	
	2	トリポリ燐酸ナトリウム製造用乾燥炉		16	200				180	
24	1	鉛の第二次精錬等用溶解炉		12	200				180	
25	1	鉛蓄電池製造用溶解炉		12	200				180	
	2	鉛蓄電池製造用溶解炉		0s	200				180	
26	1	鉛系顔料製造用溶解炉		12	200				180	
	2	鉛系顔料製造用溶解炉		15	200				180	
	3	反射炉		0s	200				180	
	4	鉛酸化物、硝酸鉛製造用反応炉		6	200				180	
	5	その他反応炉(4以外)		0s	200				180	
27		硝酸製造用吸収・漂白・濃縮施設		0s				200		180
28	1	コークス炉(オート型)	10 Q Q < 10	7	-	200			170	
	2	コークス炉(1以外)	10 Q Q < 10	7	350	200			170	

  

項	ばい煙発生施設の種類	排出ガス規模 (万Nm <sup>3</sup> /h)	On (%)	排出基準 (ppm) 施設の設置年月日					
				~ S63.1.3 1	S63.2.1 ~ H1.7.31	H1.8.1 ~ H3.1.31	H3.2.1 ~ H6.1.31	H6.2.1 以降	
29	1	ガスタービン(ガス専燃のもの) *12	4.5 Q Q < 4.5	16	-	90	70		
	2	ガスタービン(液体燃焼のもの) *12	4.5 Q Q < 4.5	16	-	100	70		
30	1	ディーゼル機関(シリンダー径400mm以上) *12		13	-	120	100	70	
	2	ディーゼル機関 *12 (液体燃焼のもの、シリンダー径400mm未満)		13	-	1600	1400	1200	
31	1	ガス機関(燃焼能力重油換算35L/h以上) *12		0	2000		1000	600	
32	1	ガソリン機関(燃焼能力重油換算35L/h以上) *12		0	2000		1000	600	

\*1 伝熱面積が10m<sup>2</sup>未満のものは当分の間、適用しない。

\*2 小型ボイラー(伝熱面積が10m<sup>2</sup>未満)

項		ばい煙発生施設の種類 *1	排出ガス規模 (万Nm <sup>3</sup> /h)	On (%)	排出基準 (ppm) *5 施設の設置年月日		
					S60.9.10 ~ S62.3.31	S62.4.1 ~ H2.9.9	H2.9.10 ~
1	14	固体燃焼小型ボイラー		6			350
	15	液体燃焼小型ボイラー		4	300		260

燃料がA重油、軽油、灯油のものは適用除外

\*3 低品位炭は、発熱量が20930.25kJ/kg以下の石炭をいいます。

\*4 最大連続蒸発量時の火炉熱発生率が586047kJ/h以上のものに限ります。

\*5 昭和48年8月10日から昭和50年12月9日までに設置の工事が着手された再熱再生抽気腹水式自然循環型(837,210kJ/m<sup>3</sup>h以上のみ)のもので、昭和58年9月7日から昭和59年12月31日までの間燃焼させるものとなったものの排出基準値は420ppmです。

\*6 昭和52年9月9日以前に設置された排出ガス量が5000m<sup>3</sup>/h未満の過負荷燃焼型のものについては排出基準値を適用しません。

\*7 昭和52年9月10日以後に設置したものについては、排出基準値は180ppmです。

\*8 専ら酸素を用いて燃焼を行うものについては、標準酸素濃度補正式に補正項に(1/4)を乗じます。

\*9 昭和54年8月9日以前に設置されたものの酸素燃焼方式はC-Cs、昭和54年8月10日以降に設置されたものの酸素燃焼方式は準酸素濃度補正式に補正項に(1/4)を乗じます。

\*10 残存酸素濃度は6%とする

\*11 ニトロ化合物、アミノ化合物若しくはシアノ化合物若しくはこれらの誘導体を製造し、若しくは使用する工程又はアンモニアを用いて廃水処理する工程から排出される廃棄物を焼却す

\*12 非常用施設については、当分の間適用しません。